む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

２～４　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三　（略）

四　法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行った年月日

五～八　（略）

九　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第七条の六第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

２・３　（略）

（指定確認検査機関）

第三十一条の二　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。）のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定確認検査機関		指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築セン	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	平成十一年五月十三日

む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

２～４　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三　（略）

四　法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行った年月日

五～八　（略）

九　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第七条の六第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

２・３　（略）

（指定確認検査機関）

第三十一条の二　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。）のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定確認検査機関		指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築セン	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六	日本全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	平成十一年五月十三日